

新居浜市事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市が発注する建設工事の透明性、競争性及び公正性を確保するため、事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）及び新居浜市建設工事等電子入札運用基準（平成22年制定。以下「運用基準」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市長又はその委任を受けて事後審査型入札を実施する副市長（以下「契約担当者」という。）は、本市が発注する建設工事のうち、設計金額2千万円を超え1億5千万円未満のものについて事後審査型入札に付するものとする。ただし、契約担当者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札方法)

第3条 事後審査型入札は、運用基準に規定する電子入札システムを利用して行うものとする。ただし、契約担当者が認めた場合は、この限りでない。

(入札の公表)

第4条 契約担当者は、事後審査型入札に付するときは、事後審査型入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）に関する募集内容を公告その他の方法（以下「公告等」という。）により公表する。

(郵便による入札)

第5条 第3条ただし書の規定により、電子入札によらずに事後審査型入札を行う場合は、書留郵便による入札とする。この場合の入札に関する手続については、公告等により公表する。

(入札参加資格)

第6条 事後審査型入札に参加できるものは、新居浜市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(2) 入札書提出期限の日から落札者の決定の日までの間において、新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成2年制定）の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) その他対象工事ごとに定める要件を満たしていること。

(予定価格の公表)

第7条 予定価格は、募集の際に公表することができる。

(開札)

第8条 開札の執行は、有効な入札書を対象とし、開札後落札者の決定を保留する。

(入札参加資格確認申請書の提出)

第9条 契約担当者は、開札後に予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）に入札参加資格確認申請書（様式1）、実績調書（様式2）及び添付書類（以下「参加申請書等」という。）の提出を求める。

2 前項に規定する落札候補者が同価により2者以上ある場合は、運用基準の規定によるものとする。ただし、第3条ただし書の規定により、電子入札によらずに事後審査型入札を行う場合は、当該落札候補者全員に参加申請書等の提出を求めるものとする。

3 落札候補者が期限内に参加申請書等を提出しない場合は、契約担当者は当該落札候補者を失格とする。

(低入札)

第10条 落札候補者の入札価格が調査基準価格に達しない場合は、前条に定める参加申請書の提出を求める前に、当該落札候補者について新居浜市低入札価格調査実施要領（平成18年制定。以下「低入札調査要領」という。）に基づき審査を行うものとする。ただし、入札価格が調査基準価格に達しない落札候補者が、同価により2者以上ある場合は、くじにより低入札調査要領に基づく審査を行う者を決定する。

2 前項に規定する審査の結果、落札候補者が不合格となったときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札価格が調査基準価格に達していない場合は、低入札調査要領に基づき審査を行い、これ以降も同様の手続による。

3 予定価格の制限の範囲内で入札した者全員が、前2項に規定する審査の結果不合格となったときは、当該入札は不調とする。

4 第1項及び第2項に規定する審査の結果、落札候補者が不合格となった場合には、その者がした入札は失格とする。

(落札者の決定)

第11条 契約担当者は、参加資格申請書等を審査し、入札参加資格をすべて満たしていることを確認した者を落札者とする。

2 第9条第2項ただし書きの場合で、参加資格申請書等を審査し、入札参加資格をすべて満たしていることを確認した者が2者以上あるときは、有資格者全員にくじを実施する旨の通知を行い、くじにより落札者を決定するものとする。

3 簡易型総合評価競争入札による落札者の決定は、別に定めるところによる。

(入札の執行延期等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を延期、中止又は取消しするも

のとする。この場合において、入札者が損害を受けることがあっても市はその賠償の責を負わない。

(1) 天災その他やむを得ない理由があるとき。

(2) 不正の行為が認められる等明らかに競争の実効がないと認められるとき。

(その他)

第13条 提出書類は返却しない。

2 契約担当者は、提出書類を無断で他の用途に使用してはならない。

附 則

この要領は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月8日から施行し、平成22年10月12日以後に公告する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。